

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

観光を入口とした地域振興事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府並びに京都市、福知山市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町

3 地域再生計画の区域

京都府の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

1 人口減少による地域コミュニティの活力低下

京都府では平成17年を始まりとして人口減少が続いており、今後も減少が進むと予測される。この傾向は特に農村部において顕著になっており、直近5年間で人口の50%以上が65歳以上となった過疎高齢化集落が180集落から360集落に倍増した。このように地域で人口が減少し、高齢化が進んだことにより、地域活動に従事可能な人が少なくなることで、共有財産の管理が難しくなっていることや、地域における話合いや交流の機会の減少、地域の伝統文化（食、祭、技術）の継承が難しくなる等、従来の地域コミュニティの機能が低下していることが課題となっている。また、都市部である京都市内においても自治会・町内会の推定加入率が年々減少し、平成26年と平成30年で比較して、2.1%減して、67.7%になるなど、都市部においても地域コミュニティ機能の低下が課題となっている。

2 地域外に出ざるを得ない就業環境

府内における若者の多くが、就職の際に安定した収入や自らの希望する職種

等を求めて、地元の大学を卒業した若者は転出し、地域外へ進学した若者は、地域に戻らず、そのまま大都市圏で就職するといった傾向にある。（大学卒業後の地元就職率49.48%：全国平均69.99%、20～24歳1,360人転出超過（住民基本台帳人口移動報告））。就業者数はリーマンショック時からの減少傾向からは、近年増加の傾向にはあるが、京都で学んだ学生や大学進学等で一度地域を離れた若者が、就職・転職を機に再び地域に戻ってこられるような就業環境が地域に乏しいことが原因と推測される。

京都府は人口10万人当たりの学生数・大学数が47都道府県中1位の大学のまちとなっているが、そのほとんどが京都市内に所在しており、また、工場を除く事業所の大半が京都市内に集中していることから、大学卒業後の就職先も在学時の住所地以外となってしまうため若者が就職を機に転出してしまう傾向が高い。これは比較的交通アクセスが便利な京都府の中南部についても同じ傾向であり、府内の市町村全てにおいて転入出の6割強が20～30代の移動となる現状に繋がっている。

特に、府北部地域（海の京都エリア）においては、高等教育機関が非常に少なく、北近畿地域唯一の大学である福知山公立大学の京都府出身者割合も12.7%と低くなっており、府北部地域の高等学校から大学へ進学する生徒の多くが地域外へ転出している。また、その後、地元に戻るとしても、平均的な所得を得られる就職先としては地元金融機関や市役所・町村役場が代表的なものであり、一部上場企業が数社はあるものの、他は従業員規模の小さな事業所の割合が京都市内よりも多く、また、従業員規模が小さい事業所は平均給与が低く新規採用の機会も少ないことから、（従業者数10人未満事業所割合：京都市内78.2%、北部地域（海の京都エリア）83.0%（平成30年京都府統計書）：事業所規模別平均給与1～9人、3,551千円、10～29人4,286千円、30人以上5,128千円（国税庁調査））就職先として、生まれ育ったまちを選ばない傾向（20～24歳1,360人転出超過（住民基本台帳人口移動報告））がある。

3 交流人口による賑わいづくりの、移住定住への流れづくりの必要性

京都府においては、インバウンド需要等の下支えされ、前身交付金事業実施

期間中である平成28年から令和元年にかけて、約3億6千万人の観光入込客数を得る等、交流人口の獲得に向けた取り組みについては、一定の成果が見られた。一方で、移住者数について見ると、年間600人程度で、平成28年からほぼ横ばいの状況となっており、せつかくの交流人口創出による賑わいや地域のファンの増加がさらなる地域の活性化や移住定住に結び付いていないことが課題となっている。府及び市町村の移住相談窓口には、令和元年度に5,434人が相談に訪れているが、そのうち実際に移住した人は604人で、地方での暮らしに興味はあるものの、実際、京都への移住には至っていないという現状がある。その理由として、移住希望者の大半が、買い物や子育て・教育環境、医療・福祉、住環境、労働環境といった生活する上で欠かせない機能が不足していることを挙げており、移住者が求める多様なニーズを満たせるような、地方での暮らしや生活に幅広い選択肢を提供出来ていないことが課題となっている。

4 地域外へのお金の流出

平成28年には45年ぶりにインバウンドがアウトバウンドを上回り、外国人観光客を中心に多くの観光客が訪れており、観光入込客数は平成26年から令和元年で5%増加するとともに、観光消費額も60%の増加になる等、府全体の経済に対して好影響をもたらした。一方で、地域経済に目を移すと、地域における総支出は環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」によると地域住民・企業消費ベースが10兆5,665億円で地域内消費10兆842億円を上回っており、十分には地域で稼いだお金が地域に還流していないことが課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

(背景)

○ これまでの取り組みと新たな課題

京都府は豊かな自然環境や、世界に誇る伝統・文化、質の高い教育環境を有している等、多様な地域資源に恵まれている。一方、全国的に少子高齢化が進

行する中で、京都府も例外ではなく、合計特殊出生率については、全国ワースト4位（令和元年1.25）であり、総人口は、平成16年の約265万人をピークに減少。直近平成30年の年間における人口増減は▲11,281人で、過去50年間で最大の減少数となる等、人口減少が加速している。

そうした状況を受けて、京都府では平成27年に第1期「京都府地域創生戦略」を策定し、「文化創生」を掲げ、京都への大きな人の流れをつくるべく、魅力ある地域づくりを進めてきた。具体的には府内を「海」「森」「お茶」といった地域を代表するテーマごとにエリア分けを行い、平成28年から、各エリアで観光地域づくりを軸にエリアマネジメントを担うDMOを官民一体となって設立し、観光地域づくりに取り組んだことで、府全体の観光入込客数は平成26年から令和元年で5%増加するとともに、観光消費額も60%増加する等、交流人口の獲得に一定の効果があつた。

しかし、交流人口の獲得にはつながったものの、平成26年と令和元年を比較して府全体の転出者数が約12%増加する等、人口の定着に繋がっていないことが課題となっている。さらに、地域経済に関しては、従来型の大型観光から脱却しきれていない部分もあり、観光業以外の産業について、府のポテンシャルを活かしきれておらず、せっかく観光消費が増加したにもかかわらず地域の外にお金が流れている。一人当たりの年間総所得額について平成26年と令和元年を比較すると約17万円（総務省：市町村課税状況調）の微増にとどまっているが、これは全国平均（平成26年から令和元年の増加額）の約15万円と同程度の増加にすぎない。観光消費額の増加額4,887億円を令和元年度の納税義務者数113万で除して出た額約43万円と比較すると、一人当たりの総所得額の増加はまだまだ少なく、同時期の工業・商業等に大きな減要素がなかったことを考えると、地域の観光消費の伸びが十分には地域に還流していないという課題がある。今後の持続的な成長を考えた場合、「ヒト、モノ、カネ」を循環させる仕組みに何らかの課題が残る。

○ 新たなニーズの出現（新たな暮らし・働き方、地方での暮らしに対する関心の高まり）

・ 近年では、ICT・IoT技術等の発展により、いつでも・どこでも・誰とでも、

繋がるようになった。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークやサテライトオフィスといった、場所を選ばない働き方が広がりつつある中で、人々の家庭で過ごす時間が増加したことに伴って、ワークライフバランス推進の重要性が幅広く認識されるようになった。さらに、生活の中においても、非対面型商取引（ネット販売等）やオンライン診療等の ICT・IoT を活用したライフスタイルが広がりを見せている。今後さらなる社会のデジタル化が加速することが見込まれる中、人々の働き方や暮らしは一層多様化する等、今までにはない新しいニーズが生まれている。

- ・ 直近の内閣府調査では東京圏在住者の約 50% が「地方暮らし」に関心を持っており、中でも東京在住者の内、地方圏出身者については、「地方暮らし」を意識したきっかけとして、「将来のライフプランを考えたこと」という回答が 32% と最も多くなる等、単に地方や田舎に住んでみたいということではなく、地方でこんな生活がしたいという、明確な目的意識を持った移住希望者が増加している。加えて、コロナ禍により広がりを見せているテレワークやサテライトオフィスによる勤務経験がある人ほど、地方移住に高い関心を持っているとの調査結果が示されている（出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」）。

（将来像）

京都での暮らしや生活にあこがれを持った大都市圏の人たちや京都で学び、育った学生を始めとする若者たちが京都で夢を実現できる環境をつくり、移住定住を促すことで、新たな人の流れを生み出す。さらに、そうした人たちが「地域で稼ぎ、地域で暮らす」という夢を実現することで、京都ならではの伝統や文化が息づく「暮らし・生き方」のモデルを創出する。また、地域の強みを活かした取組を支援し、今までの観光地域づくりにとどまらず、観光のみならず地域のあらゆる産業が連携し相乗効果を生み出せる、観光を入口とした地域振興と多角的な地域経済を実現する。これにより若者や新たな移住者がその地域に定住できる所得を確保し、今後の人口減少社会を前提にしつつも、地域を支える新たな動きや活力が生まれ、温かくも多様な人との交流で、誰もが住みや

すい豊かな地域を育む。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021 年度増加分 1 年目	2022 年度増加分 2 年目
地域への移住者、地域活動にかかわった地域外の人の延べ人数(人)	704	50	50
地域での新規就職者数(人)	1,053	100	100
本事業により空き家等を活用して交流を行う拠点数(箇所)	0	0	2
地域の一人当たり所得向上額(千円)	3.6	50	60

2023 年度増加分 3 年目	2024 年度増加分 4 年目	2025 年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計
100	100	100	400
100	100	100	500
3	3	4	12
70	80	100	360

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 の③のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2 に同じ。

② 事業の名称

あなたとともに「心やすらぐ地域の暮らし」を ～みんなが主役の地域振興事業～

③ 事業の内容

47都道府県のうち45都道府県がDMOの所管を観光部局としているが、京都府においては、地域振興を担当する部局（政策企画部）が所管し、次のステップにおいて、第2期地方創生に取り組むため、DMOを地域づくり全般（まちづくりやむらづくり）を支援する団体として捉えた上で、定款変更を実施する予定である。全国に先駆けてDMOを地域づくり支援法人へと進化させ、観光地域づくりの今までの成果を活かして、観光を入口とした産業振興、雇用創出なども含めた地域振興に繋げる。この方針の下、関係人口の創出拡大や新たな付加価値を生み出す消費・投資を促進し、地域の稼ぐ力をつけるため、以下の4本の柱を軸に事業を展開する。

1 人口減少時代においても活力あふれる地域コミュニティづくり

地域コミュニティにおける住民の主体的な活動の活性化を図るため、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」等を活用した外部専門人材を地域に派遣し、ワークショップ等の実施による住民同士の交流の場の創出や地域住民が地域活動を継続的に実施するためのロードマップの作成等の伴走支援をDMOが行政とともに行う。

加えて、中長期滞在による田舎暮らし体験や自然体験ができる教育旅行等を推進し、地域の伝統文化に関わる人々を増やすことで、担い手の確保に繋げ、地域の食や祭等の伝統文化の継承を図る。

2 若者等の地元回帰に向けた、地域の魅力ある仕事づくり

経済関係団体等と連携し、地域で新規事業の立上げを目指す若者等に対して、DMOが中心となり、地域におけるビジネスパートナーとなる事業者とのマッチングの支援や地域住民や地元大学等を交えたアイデアソン等の実施によるビジネスアイデアの創出、地域の実務経験者や外部専門人材に

よる事業計画の作成や経理、法務等の分野に関する助言等を行い、地域外の若者が地域における起業に前向きになるような環境をつくることで、従来地域になかったような多様な仕事をつくる。

また、古民家や空き家改修等により、ワーケーションやサテライトオフィスの受入体制を整備し、都市部から積極的に企業誘致に取り組むことで、従来では実現できなかった新たな雇用を創出する。

3 暮らしやすさ向上による移住定住の促進

マーケティング等の経験で培われたDMOの市場調査能力を活かし、全国の移住希望者の動向を調査し、地域の暮らしに求める多様なニーズを把握するとともに、DMO自らが観光コンテンツ造成のノウハウを活かし、お試し移住や山村留学等の中長期滞在者向けの体験プログラムを展開する。また、移住者のニーズに対応できる生活のコーディネーターとなって、移住希望者にあらゆるライフスタイルの選択肢を提供することにより、移住後の暮らしをサポートし、定住につなげる。

加えて、空き家、廃校、空き店舗等を活用した、商店、サテライトオフィス、役所等の生活する上で必要とされる複数の機能を持った、地域コミュニティ拠点の整備やICTを活用したMaaS等の導入によりオンデマンド交通、カーシェアやシェアサイクルといった取組をさらに推進し、地域交通の充実を図ることで、移住者の生活をハード面からもDMO、行政、NPO等が一体となって支援する。

4 外部から稼ぐ地域内経済循環の実現

DMOが中心となり、従来の取組で培われた市場分析や販路開拓等のノウハウを活用し、地域の生産者と事業者を繋ぐマッチングイベントの開催や、事業者による地域ならではの食や技術を活かした商品開発・ブランド化を支援することで、地域資源にスポットを当て、地域内での消費を拡大する。さらに、生み出された商品やコンテンツを地域外でも流通させる仕組みづくりを行うことにより、地域内のみならず地域外からもモノやカネの流れが生まれ、地域が地域内外から得た利益が、地域に還流する経済循環の実現

を目指す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

古民家、空き店舗、廃校などの活用については、本事業で築いたモデル及びその展開ノウハウを活かして、ふるさと納税（人材派遣型）による専門人材の支援も活用しながら、民間による自立的な事業展開を図る。

また、地域コミュニティ活性化の取組の中で、地域活動や地域の伝統文化に携わるようになった関係人口の増加等により、ふるさと納税やクラウドファンディング等による資金を獲得し、自立化を図る。

このように地域で外部からお金を稼ぎ事業を自転させていくための基盤づくりを5年間で行い、モデルやそのノウハウを活用して古民家などの活用を自主財源により実施するとともに、コミュニティづくりや仕事づくりについては一般施策に収斂し、6年目以降にそれぞれの地域が、この5年間で作り上げたフレームを活用して自分で稼げる体制をつくり、それぞれの地域における自立的な取組への移行を図る。

【官民協働】

官民が共同して設立したDMOを中核として、地域づくりの中間支援を行う中で、行政は自立に向けたマーケティングモデルづくりとして、DMOと連携して地域が稼ぐ基盤づくりを行い、事業を地域で運営していける体制づくりにつなげていく。また、府内の北部・中部・南部の各市町村で行う取組の相互連携やノウハウの共有、府全体としての統一的なブランドイメージの確立を図りつつ、そのモデル事例を府内に展開し、金融機関や企業の支援を拡大させながら、徐々に民間ベースの事業へと移行していき協働の相乗効果と地域主体の取組の持続性を図る。

【地域間連携】

各エリアの特性を活かし、特定の地域だけでは、住環境や教育環境、医療体制など、京都府外から京都へ来る人の多様なニーズに応えきれないが、各エリアが各々の特徴を活かして補完しあうことで、それぞれの開拓してきたファン（客層）が重なり合い、稼ぐ力のノウハウや、移住

定住の実効性向上などの相乗効果を図る。加えて3つのDMOが参画する中、京都府がリーダーシップをとって各地域の補完体制を整えることで、各市町村単独でなく、魅力を持つ1つの大きなエリアとして統一的な京都府ブランドイメージを築き、さらに多様な人の流れを創出し、地域の稼ぐ力の創出につなげる。

【政策間連携】

今までの観光地域づくりの取組の成果を活かし、観光を入口にした地域振興に深化させ、地域の「稼ぐ力」、「コミュニティの再活性化」、結果としての「若者定住や移住の促進」にセットで取り組み、相乗効果を図る。具体的には、これまで観光でも重要な役割を果たしてきた地域の資源である農林水産物を活用した「食」を通じて、地域内外の交流促進や、古民家や空き家を活用したホテルやレストラン等の経営など、地域資源を活かして産業振興を図ることで「稼ぐ力」を創出するとともに、リピーター増加につなげる。これにより地域に関心をもつ人が増えることで、地域への来訪を重ね、祭りをはじめとした伝統文化などに関わるなど関係性を深める中で、地域内外の人の力でコミュニティの活性化へとつなげる。このようにして、地域の生活環境などを充実させ、地域外の人にも魅力ある地域に発展させることで、移住者が住んでみたい地域としてステップアップし、ワーケーション等による就業環境の充実と連動して移住定住対策にもつなげる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

各広域連携自治体において、毎年度6月～9月頃に、3月末時点のKPIの達成状況を地方創生担当部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

各広域連携自治体において、有識者や議会の関与を得ながら検証結果報

告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

各広域連携自治体において、必要に応じて地方版総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。検証結果は毎年度、ホームページ等で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 4,059,091 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。